

経 済 産 業 省

20221125貿局第2号
輸入注意事項2022第14号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とする原油（三の七の(9)に掲げるものを除く。）の二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和4年12月5日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

ロシアを原産地とする原油（三の七の(9)に掲げるものを除く。）の二号承認制への追加について

令和4年12月5日付け経済産業省告示第195号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に追加されたロシアを原産地とする原油（三の七の(9)に掲げるものを除く。）については、令和4年12月5日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和4年12月5日付け閣議了解に基づき、上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この規程の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた貨物の輸入であって、令和5年1月19日より前に本邦において当該貨物の船卸しをするものについては、なお従前の例による。